

	頁
前文	1
各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置	3
(1) 特殊法人	
〔公団〕	
1 日本道路公団	3
2 首都高速道路公団	3
3 阪神高速道路公団	3
4 本州四国連絡橋公団	3
5 緑資源公団	3
6 水資源開発公団	4
7 日本鉄道建設公団	4
8 新東京国際空港公団	4
9 石油公団	4
10 地域振興整備公団	5
11 都市基盤整備公団	5
〔事業団〕	
1 労働福祉事業団	6
2 簡易保険福祉事業団	6
3 金属鉱業事業団	7
4 環境事業団	8
5 宇宙開発事業団	8
6 国際協力事業団	9
7 社会福祉・医療事業団	9
8 科学技術振興事業団	10
9 農畜産業振興事業団	10
10 運輸施設整備事業団	11
11 日本私立学校振興・共済事業団	12
12 中小企業総合事業団	13
〔公庫〕	
1 国民生活金融公庫	14
2 住宅金融公庫	14
3 農林漁業金融公庫	15
4 中小企業金融公庫	15
5 公営企業金融公庫	15
6 沖縄振興開発金融公庫	16
〔銀行〕	
1 国際協力銀行	16
2 日本政策投資銀行	17
〔金庫〕	
1 商工組合中央金庫	17

	頁
〔 営 団 〕	
1 帝都高速度交通営団	17
〔 特殊会社 〕	
1 電源開発株式会社	17
2 関西国際空港株式会社	18
3 日本たばこ産業株式会社	18
4 日本電信電話株式会社	18
5 東日本電信電話株式会社	18
6 西日本電信電話株式会社	18
7 北海道旅客鉄道株式会社	18
8 東日本旅客鉄道株式会社	18
9 東海旅客鉄道株式会社	18
10 西日本旅客鉄道株式会社	18
11 四国旅客鉄道株式会社	18
12 九州旅客鉄道株式会社	18
13 日本貨物鉄道株式会社	18
〔 その他 〕	
1 日本育英会	18
2 社会保険診療報酬支払基金	18
3 日本放送協会	19
4 奄美群島振興開発基金	19
5 日本原子力研究所	19
6 日本貿易振興会	20
7 日本労働研究機構	20
8 理化学研究所	20
9 農林漁業団体職員共済組合	21
10 国際観光振興会	21
11 日本芸術文化振興会	21
12 日本勤労者住宅協会	21
13 日本学術振興会	22
14 核燃料サイクル開発機構	22
15 北方領土問題対策協会	23
16 国民生活センター	23
17 農業者年金基金	24
18 心身障害者福祉協会	24
19 国際交流基金	24
20 公害健康被害補償予防協会	24
21 新エネルギー・産業技術総合開発機構	24
22 放送大学学園	25
23 日本体育・学校健康センター	26
24 勤労者退職金共済機構	26
25 雇用・能力開発機構	26
26 年金資金運用基金	27
〔 公営競技 〕	
1 日本中央競馬会	27
2 日本自転車振興会	28
3 地方競馬全国協会	28
4 日本小型自動車振興会	28
5 (財)日本船舶振興会	29

	頁
(2) 認可法人	
1 日本銀行	30
2 日本赤十字社	30
3 漁船保険中央会	30
4 漁業共済組合連合会	30
5 厚生年金基金連合会	30
6 石炭鉱業年金基金	30
7 地方公務員災害補償基金	30
8 情報処理振興事業協会	30
9 預金保険機構	31
10 海洋水産資源開発センター	31
11 日本万国博覧会記念協会	31
12 海洋科学技術センター	32
13 日本下水道事業団	32
14 農水産業協同組合貯金保険機構	32
15 自動車事故対策センター	32
16 総合研究開発機構	32
17 自動車安全運転センター	33
18 野菜供給安定基金	33
19 海上災害防止センター	33
20 日本障害者雇用促進協会	33
21 通関情報処理センター	34
22 通信・放送機構	34
23 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	35
24 空港周辺整備機構	35
25 基盤技術研究促進センター	35
26 産業基盤整備基金	35
27 生物系特定産業技術研究推進機構	36
28 農林漁業信用基金	37
29 平和祈念事業特別基金	37
〔 事業者団体 〕	
1 日本商工会議所	37
2 全国農業会議所	37
3 全国農業協同組合中央会	37
4 全国中小企業団体中央会	37
5 全国商工会連合会	37
〔 士業団体 〕	
1 日本弁理士会	38
2 日本司法書士会連合会	38
3 日本土地家屋調査士会連合会	38
4 日本行政書士会連合会	38
5 日本税理士会連合会	38
6 日本公認会計士協会	38
7 全国社会保険労務士会連合会	38

	頁
〔 共済組合 〕	
1 衆議院共済組合	39
2 参議院共済組合	39
3 内閣共済組合	39
4 総務省共済組合	39
5 法務省共済組合	39
6 外務省共済組合	39
7 財務省共済組合	39
8 文部科学省共済組合	39
9 厚生労働省共済組合	39
10 農林水産省共済組合	39
11 経済産業省共済組合	39
12 国土交通省共済組合	39
13 裁判所共済組合	39
14 会計検査院共済組合	39
15 防衛庁共済組合	39
16 刑務共済組合	39
17 印刷局共済組合	39
18 造幣局共済組合	39
19 厚生労働省第二共済組合	39
20 社会保険職員共済組合	39
21 林野庁共済組合	39
22 郵政共済組合	39
23 国家公務員共済組合連合会職員共済組合	39
24 日本たばこ共済組合	39
25 日本鉄道共済組合	39
26 国家公務員共済組合連合会	39
27 警察共済組合	39
28 地方職員共済組合	40
29 都職員共済組合	40
30 札幌市職員共済組合	40
31 横浜市職員共済組合	40
32 川崎市職員共済組合	40
33 名古屋市職員共済組合	40
34 京都市職員共済組合	40
35 大阪市職員共済組合	40
36 神戸市職員共済組合	40
37 広島市職員共済組合	40
38 北九州市職員共済組合	40
39 福岡市職員共済組合	40
40 全国市町村職員共済組合連合会	40
41 都道府県議会議員共済会	40
42 市議会議員共済会	40
43 町村議会議員共済会	40
44 地方公務員共済組合連合会	40
45 公立学校共済組合	40
各特殊法人等の改革のために 講ずべき措置その他の必要な事項	 41

前文

(特殊法人等改革の意義)

特殊法人等は、行政に関連する公的な事業を遂行するため、特別の法律により設立された法人である。昭和30年代にはとりわけ多くの特殊法人等が設立され、以後、行政ニーズの多様化・高度化に対応して、公共事業、政策金融、研究開発など幅広い分野において、各省庁等との緊密な連携のもと、様々な政策実施機能を果たしてきた。

その一方で、特殊法人等については、設立当初の社会的要求を概ね達成し、時代の変遷とともにその役割が変質、低下しているもの、民間事業者と類似の業務を実施しており、国の関与の必要性が乏しいもの等の存在が各方面から指摘され、幾時にわたる改革も行われてきた。しかしながら、依然として多くの問題が解決されることなく残っており、平成9年12月にまとめられた行政改革会議最終報告では、経営責任の不明確性 事業運営の非効率性・不透明性 組織・業務の自己増殖性 経営の自律性の欠如などが厳しく指摘されている。

また、特殊法人等に対しては、平成13年度当初予算ベースで約5兆2800億円(国共済負担金等を除く。)の補助金等や約24兆4100億円の財政投融資など国からの巨額の財政支出・借入れ等がなされており、中長期的な財政支出の縮減・効率化の視点や財政投融資改革との関連等をも踏まえた抜本的見直しが求められている。

特殊法人等改革は、こうした状況を踏まえ、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい、簡素・効率的・透明な政府を実現する行政の構造改革の一環である。

(今回の改革の進め方)

今回の改革は、163の特殊法人及び認可法人を対象とし、昨年12月に閣議決定された「行政改革大綱」及び先の通常国会で成立した「特殊法人等改革基本法」等に基づき進められている。

すなわち、今回の改革は単に法人の組織形態 = 「器」の見直しにとどまるべきではなく、「中身」である特殊法人等の事業の徹底した見直しが極めて重要であるとの認識の下、事業の意義が低下していないか 著しく非採算ではないか 民営化の方が効率的ではないか等の基準に基づき、まずは全法人の事業の徹底した見直し、すなわち事業の内容はもちろん、その仕組み、更には子会社等を含む事業実施の方法等に遡った上での厳しい事業見直しを行うとともに、その事業見直し結果を踏まえ、特殊法人等の組織形態について、廃止・民営化等の見直しを行うこととした。

また、改革を進めるにあたっては、総理を本部長とする「特殊法人等改革推進本部」を設置し、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、同計画を実施するために、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることが定められている。

(整理合理化計画作成の経緯)

特殊法人等改革基本法は6月に成立し、第一回の特殊法人等改革推進本

部は、6月22日に開催した。8月10日に開催した第二回会合では、特殊法人等の個別事業見直しの考え方について公表した。また10月5日に開催した第三回会合では、個別事業見直しの考え方に基づき、平成14年度概算要求を検証した結果や各法人の組織見直しの方向性等を公表した。

11月27日に開催した第四回会合においては、今般の改革全体を牽引する観点から、国からの財政支出が大きく、国民の関心も高い、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の7法人について、他の法人に先駆けて改革の方向性を示した。

整理合理化計画のとりまとめにあたっては、こうした作業に加え、全国4箇所で行った行政改革断行フォーラムやインターネット等を通じて各方面から寄せられるご意見を参考としつつ、また関係者等による様々な調整を行ってきたところである。

(整理合理化計画及びその実施)

本計画は、163の特殊法人及び認可法人を対象に、事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等に共通的に取り組むべき改革事項について掲げている。

本計画の実現により、現状で163の特殊法人等は大幅に整理され、国の政策実施機関以外の法人として整理すべき共済組合45法人を除く118法人は、17法人が廃止、45法人が民営化等、38法人が36の独立行政法人化すること、等となる。

併せて、組織形態ごとの性格も踏まえつつ、役員給与・退職金の適正化やディスクロージャーの徹底等が図られることとなる。

今後、特殊法人等改革は、この「整理合理化計画」の実施段階に移行する。実施にあたっては、各法人所管府省が責任をもって対応することとなるが、平成14年度には事業について講ずべき措置の具体化に取り組むのは言うまでもなく、組織形態についても、原則として平成14年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとする。

財政支出に関しては、この「整理合理化計画」の見直し内容について、可能な限り平成14年度予算に盛り込み、その大胆な削減を図るとともに、出資金の見直し等により予算の透明性の向上を図る。

なお、整理合理化計画を進めるにあたり、当本部の下にその進捗状況を評価・監視するための組織を新たに設置し、適切にフォローアップを進めていくこととする。

本「整理合理化計画」は、集中改革期間内に実現されるべき特殊法人等の見直し内容を示したものであり、その間における経済的、社会的その他緊急的な事態に対し、特殊法人等が真にやむを得ない場合に臨時的・暫定的役割を果たすことまで否定するものではない。

また、特殊法人等改革を推進するにあたっては、特殊法人等改革基本法の附帯決議にもあるとおり、特殊法人等で現在働いている職員の雇用の安定にも配慮しつつ必要な対策を検討する必要がある。

各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
< 公団 >	
日本道路公団 首都高速道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団	<p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、四公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については以下の基本方針の下、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。</p> <p>1. 日本道路公団 (1) 組織 新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。 (2) 事業 国費は、平成14年度以降、投入しない。 事業コストは、規格の見直し、競争の導入などにより引下げを図る。現行料金を前提とする償還期間は、50年を上限としてコスト引下げ効果などを反映させ、その短縮を目指す。 新たな組織により建設する路線は、直近の道路需要、今後の経済情勢を織り込んだ費用対効果分析を徹底して行い、優先順位を決定する。 その他の路線の建設、例えば、直轄方式による建設は毎年度の予算編成で検討する。</p> <p>2. 首都高速道路公団・阪神高速道路公団 日本道路公団と同時に、同様の民営化を行う。なお、国・地方の役割分担の下、適切な費用負担を行う。</p> <p>3. 本州四国連絡橋公団 日本道路公団と同時に民営化する。なお、債務は、確実な償還を行うため、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理することとし、道路料金の活用も検討する。</p>
緑資源公団	<p>【水源林造成事業】 採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替えるとともに、重要流域内の水源林への重点化、針広混交林等の多様な森林の造成の推進、造成コストの縮減を図る。</p> <p>【大規模林道事業】 既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを引き続き行うとともに、第三者委員会を設置し、建設予定区間についての補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方を検討する。また、今後の着工区間について、限度工期を設定するとともに、新規事業採択を抑制し、重点的に投資する。</p> <p>【特定中山間保全整備事業】 国が関与すべき事業に限定することとし、事業の採択に当たっては、新たに第三者委員会による厳格な外部評価を求め、効率的・効果的な整備手法について精査するとともに、事業効果が早期に発揮されるよう限度工期内の地区に限定して行う。</p> <p>【農用地総合整備事業】 2年以内（平成15年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。</p>

	<p>【海外農業開発事業】 既に実施した事業について厳格な外部評価を求め、その評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【NTT - A 融資事業】 廃止する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
水資源開発公団	<p>【水資源開発施設の建設及び管理事業】 水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わないこととする とともに、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中 止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事 業量の縮減を図る。 水資源開発基本計画（フルプラン）については、水の需給計画と実績 に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、 計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公 開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、 計画を見直すことをルール化する。 コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方 式を導入し、可能な限りその活用に努める。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
日本鉄道建設公団	<p>【都市鉄道線事業】 都市鉄道線事業については、原則として新規採択を行わない。例外的 に新規採択をせざるを得ない場合であっても、必要最小限とし、かつ、 集中改革期間中に限定する。</p> <p>【民鉄線事業】 民鉄線事業については、現在実施中のものに限定し、民間事業者が現 状よりもさらに主体的に鉄道整備を推進する環境を整備する観点から、 集中改革期間中に廃止を含め事業のあり方を見直す。</p> <p>【旧国鉄用地等の処分】 旧国鉄用地の処分は平成 15 年度末を目途に終了させるとの閣議決定 を踏まえ、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。</p> <hr/> <p>廃止した上で運輸施設整備事業団と統合し、新たな独立行政法人を設 置する。</p>
新東京国際空港公団	<p>国際ハブ 3 空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳 密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成 14 年中に政 府において結論を得ることとする。</p>
石油公団	<p>石油公団は廃止する。</p> <p>1. 以下の機能については、金属鉱業事業団に統合する。 (1) 石油開発のためのリスクマネー供給機能（リスクマネーは出資に限 定する。） 国の支援割合は 5 割以下とする。 なお、原油等生産会社への融資業務は既存の政策金融機関へ移管 する。 (2) 研究開発機能 (3) 国家備蓄統合管理等の機能</p> <p>2. 国家備蓄は国の直轄事業として行う。 現行の国家石油備蓄会社（8 社）を廃止し、基地操業に係る具体的 業務は純民間企業に委託する。</p> <p>3. 現在石油公団が保有する開発関連資産は、厳正に資産評価を行い、</p>

	<p>整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う。</p> <p>なお、資産処分等清算のための組織を期限付きで設置（3年程度）して処理に当たらせ、その終結を待って特殊会社を設立し民営化を行う。</p>
<p>地域振興整備公団</p>	<p>【地方都市開発整備等事業】 地方都市開発整備等事業については、都市再生を図るものを除き、新規採択を行わない。 現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図る。</p> <p>【工業再配置事業】 新規の予算採択は厳に抑制する。既に予算採択を行った案件については、採算性が見込まれ真に必要なものに限定して実施する。現在実施中の事業（今後実施することとなった事業を含む。）については、造成工事を売却の用途のたつ範囲に限定し、早期に売却する。</p> <p>【地方拠点振興事業、地域産業集積活性化事業、中心市街地活性化事業、新事業創出基盤整備事業】 地方拠点振興事業は廃止する。 地域産業集積活性化事業、中心市街地活性化事業、新事業創出基盤整備促進事業については、広域的に効果が高いものや先導的役割を果たすものなど国として真に関与すべきものに事業を限定する。</p> <hr/> <p>集中改革期間中に廃止した上で、地方都市開発整備等事業とそれ以外の事業に分割し、地方都市開発整備等事業については都市再生に民間を誘導するための事業施行権限を有する新たな独立行政法人に、それ以外の事業については中小企業総合事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>
<p>都市基盤整備公団</p>	<p>【市街地整備改善事業】 市街地整備改善事業は、都市再生を図るものに限定する。 新規の宅地分譲事業（都市の外延的拡大につながるいわゆるニュータウン開発事業）は廃止する。 現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させる。</p> <p>【賃貸住宅事業】 自ら土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設は行わない。 賃貸住宅の管理については、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、効率化を図る。また、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努める。</p> <p>【都市公園整備事業】 特定公園施設整備事業については、現に実施中のものを除き、廃止する。また、地方公共団体の委託に基づく都市公園の整備事業については、都市再生を図るものを除き、新規採択を行わないこととし、事業の大幅な見直しを図る。</p> <p>【鉄道事業】 鉄道事業については、採算性の現状及び見直しについて情報公開するとともに、採算性の確保のための事業の見直しを行う。</p> <p>【分譲住宅事業】 分譲住宅事業の採算性の現状及び見直しについて、情報公開する。</p>

集中改革期間中に廃止することとし、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置する。なお、公団事業については、所要の制度改正を含め、上記のとおり措置した上で、上記の独立行政法人に引き継ぐ。

< 事業団 >

労働福祉事業団

【労災病院業務】

労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する。

【看護婦養成等業務（看護専門学校等）】

労災病院の再編に合わせて、業務を縮小する。

【休養施設、労災保険会館業務】

全面的に廃止するとともに、最終処理の終期を明示して迅速に処理する。

【年金担保資金貸付、労働安全衛生融資業務】

金融関係業務は廃止する。

【小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等】

適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。

【産業保健推進センターにおける研修・助成業務】

目標の設定、事業評価の実施を徹底する。

独立行政法人とする。年金担保資金貸付については、社会福祉・医療事業団の業務を承継する法人に移管する。

簡易保険福祉事業団

【簡易生命保険運用事業、郵便貯金運用事業】

郵政公社化に合わせ、郵政公社に移管する。

【加入者福祉施設（かんばんの宿等）】

施設設置運営に係る財務状況について加入者にわかりやすく情報提供した上で、加入者意思を反映させる。不採算施設の統廃合や競争条件を付した外部委託の拡充など効率化に向けた改善を実施し、宿泊施設、レク施設運営に係る経費負担を縮減し、平成19年度までに運営費交付金を廃止する。

また、民間施設と競合があり、民営化が可能な施設は民営化又は民間移管し、残った施設について、身体障害者・高齢者利用に配慮したバリアフリー化施設に重点化した上で、員内外の利用料格差を十分なレベルに設定する。

これらの整理を行った上で、郵政公社化に合わせ、郵政公社に移管する。

【土地高度利用事業】

郵政公社化に合わせ、廃止する。

【簡易生命保険加入者の健康の保持増進事業に対する助成】

郵政公社化に合わせ、廃止する。

簡易保険事業等の郵政公社化に合わせ、廃止する。

上記の事業見直しを行った上で、残る業務については、郵政公社において実施する。

【金属資源開発】

探鉱（融資、出資、債務保証）（金属鉱業安定化資金融資を含む。）
既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。

出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする。

鉱物資源探査技術開発（地質構造調査を含む。）

（国内地質構造調査）

広域調査は平成15年度に廃止し、精密調査もその後3年以内に廃止する。

（国内地質構造調査以外）

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

海外における地質構造調査の助成

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

海外情報収集等業務（海外鉱床等情報収集、衛星画像解析等）

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

【金属鉱産物備蓄事業】

金属鉱産物備蓄事業については、第三者機関による検討を進め、備蓄対象・備蓄量を真に必要なものに限定する。

費用対効果の分析・公表を行う。

備蓄資金融資については、近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。

【鉱害関係事業】

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

鉱害防止積立金管理業務については更に効率的かつ適正に実施する。

石油公団と統合し、独立行政法人を設置する。

環境事業団

【建設譲渡事業】

集団設置建物建設譲渡事業

現に事業実施中のものを除き廃止する。

緑地整備関係建設譲渡事業、産業廃棄物処理施設建設譲渡事業

一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う。

【PCB廃棄物処理事業】

平成27年度までの間に、PCB廃棄物処理体制の状況等を勘案しつつ、PCB廃棄物処理の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。

【廃棄物処理技術開発事業】

平成14年度において事業団の事業としては廃止し、国や他の機関が直接実施している同種の事業と統合する。

【環境浄化機材貸付事業】

一定期間経過後は廃止することとし、終期を明確に設定する。

【海外環境情報等提供事業（国際協力事業団の委託による環境保全に係る研修）】

客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

【海外環境情報等提供事業（開発途上地域の環境保全情報）】

外部評価を実施する。

【地球環境基金事業（環境保全活動を行う民間団体に対する助成）】

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。また、第三者機関による評価の実施、評価結果の事業・予算配分への反映、助成先の公表を実施するとともに、業務を縮減し、業務の重点化を図る。

【債権回収業務】

債権回収について、平成14年度から民間委託等を通じ効率的に実施し、特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る。

特殊会社とする（平成27年度までに、廃止又は民営化を含めた組織の見直しを行う。）

地球環境基金事業については、公害健康被害補償予防協会の業務を承継する法人に移管する。

宇宙開発事業団

【ロケット開発、人工衛星開発、宇宙環境利用研究開発等】

プロジェクトの着手に当たっては、先端性などの科学技術的な観点、国家戦略上の必要性などの政策的観点、経済波及効果などの経済的観点から、可能な限り費用対効果分析やリスク評価を行うとともに、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。

課題評価や機関評価の中で、技術の成熟度に係る評価を行い、民間への移管又は委託を行うことができる技術のレビューを定期的を実施するとともに、民間との役割分担を明確にする。

中間評価及び事後評価に当たっては、第三者評価の徹底を図り、進捗状況や波及効果等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により、業務を重点化する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

効率的・効果的な研究開発の実施の観点から、宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所の業務と統合する。

	<p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p> <hr/> <p>廃止した上で宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所と統合し、新たに宇宙航空関係研究開発を実施する独立行政法人を設置する。</p>
国際協力事業団	<p>【技術協力事業】 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。現在、公益法人等が実施している技術協力のうち、相手国政府の関与の程度等にかんがみて、適当なものについて事業の移管を受ける。事業が総合的かつ効率的になされるよう、事務処理のあり方を見直す。技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を、国別、地域別に総合的に行うことができるよう配慮する。</p> <p>【開発投融资事業】 開発投融资事業は廃止することとし、平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う。</p> <p>【海外移住事業】 入植地事業、移住者送出業務は廃止する。また、融資事業は、段階的に整理し、平成17年度末に廃止する。</p> <p>【無償資金協力事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【災害援助等協力事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【青年海外協力隊事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
社会福祉・医療事業団	<p>【社会福祉事業施設・病院等融資業務】 社会福祉事業施設融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成14年度から、適切に実施する。 病院等融資 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p> <p>【高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等】 基金による助成業務について、平成14年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。</p> <p>【社会福祉施設退職手当共済】 平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフットイングの観点から、助成の在り方を見直す。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>

科学技術振興事業団

【基礎的研究事業（創造科学技術推進事業等）】

研究者支援業務・交流業務

効率的な業務実施の観点から、科学技術特別研究員制度等の研究支援業務・交流業務について、日本学術振興会で実施している同種の業務と統合する。

基礎的研究・新技術開発業務

競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

【科学技術理解増進業務（日本科学未来館）】

効率的な業務実施の観点から、日本科学未来館の運営について、国立科学博物館が行う業務と緊密な連携を図るとともに、民間委託を拡大するなど業務の効率化を図り、国費投入を縮減する。

【科学技術情報流通業務（科学技術情報のデータベース化、提供）】

データの充実強化を図るべく、国立情報学研究所の情報提供業務との連携を強化し、同種の業務は統合する。

効率的な業務実施の観点から、文献情報提供業務について、全面的な民間委託化を目指して民間委託を大幅に拡大するなど業務の効率化を図るとともに、国庫補助を縮減する。

独立行政法人とする。

農畜産業振興事業団

【畜産物・生糸・砂糖価格安定】

乳製品の委託生産のあっせん

1都道府県内に留まるものは地方公共団体に移管し、複数の都道府県にまたがるものは国直轄化する。

加工原料乳生産者補給交付金

効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を補給金の算定に反映させること等により、縮減に努める。

肉用子牛生産者補給交付金等

輸入自由化から10年を経過しており、その効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を価格の算定に反映させること等により、縮減に努める。

生糸の短期保管

廃止する。

国内産糖交付金

甘味資源作物の生産性の向上、国内産糖の製造コストの低下を価格の算定に反映させること等により、縮減に努める。

共通事項

費用対効果の分析・公表を行う。

【畜産振興・蚕糸業振興の助成等】

以下の項目を、畜産・生糸・砂糖それぞれの事業に適用する。

・助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。

- ・振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。
- ・振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。
- ・国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。

【需要増進】
廃止する。

【乳業者等に係る債務保証】
廃止する。

【畜産団体に対する出資】
廃止する。

独立行政法人とする。

運輸施設整備事業団

【鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等】
鉄道事業者等に対する補助金については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。
鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。
補助金等による助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。
補助金等による助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。
鉄道整備費無利子貸付等事業は、原則として新規採択を行わない。例外的に新規採択をせざるを得ない場合であっても、必要最小限とし、かつ、集中改革期間中に限定する。

【船舶共有建造、改造融資等】
船舶共有建造業務については、事業の対象を真に政策的必要性のあるものに重点化し事業規模を大幅に縮小するとともに、平成28年度までのできる限り早い時期に、未収金の処理を終了するものとする。また、未収金の処理が終了した時点において、事業の廃止を含め改めて事業のあり方を見直す。
改造融資業務及び債務保証業務については、技術的支援に係る事務を除く部分について、廃止する。

【運輸分野基礎的研究業務】
競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。
競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。
国が研究機関に対してできる限り具体的な目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。
研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。
研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

【高度船舶技術にかかる研究開発・実用化支援事業】

研究開発促進助成事業に係る助成金については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

研究開発促進助成事業に係る助成金について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

高度船舶技術開発支援業務における納付金について、客観的な算定基準を設ける。

【造船業構造転換業務に係る清算業務】

清算業務は平成22年度末までの間実施するとされていることを踏まえ、土地・設備の売却の促進など事業の更なる効率化・適正化を図る。

【内航海運活性化融資事業】

融資事業は収支相償うまでの間実施するとされていること及び総合規制改革会議において内航海運暫定措置事業の運営方法の改善について指摘されていることを踏まえ、平成14年度から貸付債権の適切な管理など事業の更なる効率化・適正化を図る。

廃止した上で日本鉄道建設公団と統合し、新たな独立行政法人を設置する。

日本私立学校振興・共済事業団

【私立大学等経常費補助等業務】

私立大学等経常費補助等業務については、「経済財政諮問会議の基本方針」において機関補助に競争の観点を反映させることとされていること等にかんがみ、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

また、助成内容については、競争促進を図ることとし、特別補助に一層重点を移すとともに、具体的な政策目標の設定を行う。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。個人支援を重視する方向で公的支援全体を見直す中で、機関補助である私学助成のあり方を見直す。

【私立学校施設・設備等融資業務】

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。今後、原則として出資金の追加を停止する。

【私学教職員の医療・年金給付事業】

明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。

【医療施設、宿泊施設事業】

組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行う。

事業の用に供する見通しのない土地については、早期に処分する。

共済組合類型の法人として整理する（助成業務には独立行政法人に準じた管理手法を導入する）

【高度化事業（高度化融資・出資）】

高度化融資

ユーザーの利便性に配慮して、効率を向上させる。

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。

無利子融資については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

高度化出資

国の利害に重大な関係を有し真に必要なものに事業を限定する。

【高度化事業（高度化施設）】

廃止する。

【ベンチャー支援事業】

（ベンチャー出資）

専門的・効率的な実施及び利用者利便の観点から、産業基盤整備基金のベンチャー出資事業と統合する。

ベンチャー出資事業について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

（ベンチャー企業、ベンチャー支援機関等に対する助成）

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

助成金交付の対象となった事業について第三者機関による適切な審査・評価、助成先の公表を行うとともに、評価の結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

【中小企業大学校研修】

コスト削減等事業の効率化により収支率を向上させ、国の財政負担を縮減する。

時代の変化に対応した事業の効率的・効果的实施を図るため、適時適切にサービス内容の見直しを行うとともに、外部委託や外部の人材の活用の拡大等を検討する。

【情報提供等推進事業（専門家派遣、セミナー等）】

（情報提供）

コスト削減等事業の効率化により収支率を向上させ、国の財政負担を縮減する。

外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（課題対応技術革新促進事業）

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。

国が事業実施機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、事業実施機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

	<p>【信用保険事業】 機械類信用保険 経済構造の変化等を踏まえ、必要な措置を講じた上で廃止する。 信用保証協会への融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。</p> <p>【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済事業】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <hr/> <p>集中改革期間中に地域振興整備公団、産業基盤整備基金と統合し、独立行政法人を設置する。 その際、信用保険事業は、中小企業金融公庫の業務を承継する法人に移管する。</p>
<p>< 公庫 ></p>	
<p>国民生活金融公庫</p>	<p>【融資】 一般貸付（生活衛生資金貸付の一般貸付を含む） 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 特別貸付・経営改善貸付（生活衛生資金貸付の特別貸付を含む） 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 教育貸付 収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。 共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <hr/> <p>（後述）</p>
<p>住宅金融公庫</p>	<p>【住宅資金融通事業等（融資、保険）】 融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定する。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <hr/> <p>5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。</p>

<p>農林漁業金融公庫</p>	<p>【農林漁業者に対する融資】 平成14年度から、民間金融機関に利子補給する近代化資金の用途を拡大して、公庫の事業規模を縮減する。 融資条件（金利・融資限度等）については、農林漁業の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切に見直す。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、農林漁業の振興に資するよう融資を行うための条件の見直しを行い、融資対象事業を縮減する。また、融資条件（金利・期間・融資限度等）については、農林漁業及び食品産業等の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切かつ弾力的に見直す。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
<p>中小企業金融公庫</p>	<p>【中小企業者に対する融資】 一般貸付 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。 特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
<p>公営企業金融公庫</p>	<p>【地方債資金の融通業務】 貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。 財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>（後述）</p>

沖縄振興開発金融
公庫

【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】

本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。
業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。
特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、
存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び
廃止の指標を設定する。
貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施す
る。
金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明
確にする。
政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕
組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

（後述）

< 銀行 >

国際協力銀行

【国際金融等事業】

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、
大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。
貸付債権の流動化（証券化を含む。）等を図り、貸付残高を圧縮する。

輸出金融

保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。
融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。

輸入金融

資源関係以外の業務を廃止する（ただし、航空機輸入等真に必要なも
のについては、保証制度を活用する）。
融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。

一般投資金融

保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を原
則廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。
融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。

リファイナンス

廃止する。

共通事項

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施す
る。
金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明
確にする。
政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕
組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

【海外経済協力業務】

海外投融資業務

廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件
又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。

円借款業務

ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

共通事項

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施す
る。
政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕
組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

（後述）

日本政策投資銀行	<p>【融資・債務保証・出資】 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。 貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。</p> <p>-----</p> <p>（後述）</p>
< 金庫 >	
商工組合中央金庫	<p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】 特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>-----</p> <p>（後述）</p>
国民生活金融公庫、 農林漁業金融公庫、 中小企業金融公庫、 公営企業金融公庫、 沖縄振興開発金融公庫、 国際協力銀行、 日本政策投資銀行、 商工組合中央金庫	国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の 8 機関については、上記の事業見直しを実施に移す。 さらに、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成 14 年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。
< 営団 >	
帝都高速度交通営団	完全民営化に向けた第一段階として、現在建設中の 11 号線が開業した時点から概ね 1 年後（平成 16 年春の予定）に特殊会社化する。
< 特殊会社 >	
電源開発株式会社	<p>【電源開発事業、送電変電施設の整備事業等】 平成 9 年 6 月の閣議決定を踏まえ、平成 15 年の通常国会を目的に関連法案を国会に提出し、完全民営化する。 民営化に当たっては、現在進められている電気事業制度の見直しの検討の状況、内容に留意するとともに、更なる財務体質の強化を図る。</p> <p>-----</p> <p>完全民営化する。</p>

関西国際空港株式会社	国際ハブ3空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成14年中に政府において結論を得ることとする。
日本たばこ産業株式会社	日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、できる限り早期に、同社の株式の政府保有比率を3分の2以上から2分の1(100万株)以上に引き上げる等の措置を講じる。
日本電信電話株式会社、 東日本電信電話株式会社、 西日本電信電話株式会社	【地域会社が発行する株式の引受及び保有等】 政府保有株式数規制について、売却可能株式の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証した上で、早急に結論を得る。 ----- 既に民営化されているが、政府保有株式数規制について、売却可能株式の処分状況等を勘案した上で、早急に結論を得る。
北海道旅客鉄道株式会社	できる限り早期に完全民営化する。
東日本旅客鉄道株式会社	平成13年12月1日に、完全民営化すること等を内容とする法律が施行された。
東海旅客鉄道株式会社	平成13年12月1日に、完全民営化すること等を内容とする法律が施行された。
西日本旅客鉄道株式会社	平成13年12月1日に、完全民営化すること等を内容とする法律が施行された。
四国旅客鉄道株式会社	できる限り早期に完全民営化する。
九州旅客鉄道株式会社	できる限り早期に完全民営化する。
日本貨物鉄道株式会社	できる限り早期に完全民営化する。
<その他>	
日本育英会	【奨学金貸与業務】 より効率的・合理的なスキームへの見直しを行う。 若手研究者の確保等という政策目標の効果的達成の手法として、無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止し、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充等別途の政策的手段により対応する。 高校生を対象とした資金は、平成7年2月24日の閣議決定の趣旨に即し、関係省庁との連携の下に早急に条件を整備して都道府県に移管する。 ----- 廃止した上で国の学生支援業務と統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置する。
社会保険診療報酬支払基金	【診療報酬の審査・支払い等】 社会保険診療報酬支払基金がレセプト審査・支払いを独占している現行制度を改め、競争原理を活用すべく、保険者自らによる審査・支払い、その場合における保険者による民間事業者への委託を認める制度に変更する。 レセプト審査において、査定理由等審査に関する情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図る。

	<p>レセプト電算処理については、傷病名マスター（コード）の見直しやペーパーレス化の検討等の条件整備を行うとともに具体的な普及・推進目標を策定する等により、早急な普及を図る。こうした業務の効率化等を通じて、保険者から徴収する審査支払手数料の低減を図る。</p> <p>レセプト審査・支払いを主たる業務としつつ、老人保健関係業務等を併せ実施する組織として民間法人化する。</p>
日本放送協会	<p>【公共放送事業】 公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける。 子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する。</p> <p>特殊法人</p>
奄美群島振興開発基金	<p>【奄美群島内事業者に対する政策金融事業（融資、出資、保証）】 保証業務及び融資業務について、保証残高の縮小、民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し等の措置を講じ、財務の健全化を図る。 出資業務については、遅くとも平成17年度末までに、廃止する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
日本原子力研究所	<p>【原子力研究開発（原子力エネルギー研究、放射線利用研究等）業務】 エネルギー研究全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にする。国が各事業について具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、安易な新規プロジェクト着手は行わない。また、中間評価及び事後評価に当たっては、第三者評価の徹底を図り、進捗状況等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により業務を重点化する。 核融合研究については核融合科学研究所と、加速器利用研究については高エネルギー加速器研究機構、理化学研究所等と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p> <p>廃止した上で核燃料サイクル開発機構と統合し、新たに原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人を設置する方向で、平成16年度までに法案を提出する。</p>

【貿易振興事業】

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。また、受益者負担を引き上げる。

客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

【アジア経済研究所】

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに資源の重点配分を図る。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

独立行政法人とする。

【労働問題に係る政策研究】

【情報収集・提供事業(労働に関する情報・資料の整理、提供)】

民間でも可能な単純データ処理等の業務や、政策の立案に直接的に資することのない純粋学術的な研究は廃止するなど、政策研究機能に純化する。

他の政策研究機関等が行っている政策研究との連携、調整を行う。

厳格な外部評価の実施、研究成果や評価の公表を実施する等研究評価体制を整備する。

【国際交流事業】

開発途上国を対象とする実務者レベルの招聘事業及び先進国を対象とする事業は、必要性を徹底して精査し、縮減する。財団法人に委託して実施している事業は、機構の業務としては廃止し、必要性を徹底して精査した上で、なお必要であるものについては、国から直接に財団に委託する方式とする。

国の政策目標を明確にするとともに、政策評価を実施、公表し、事業の必要性を適宜見直す。

廃止した上で、労働研修所と統合し、新たに労働に関する政策研究及び研修を実施する独立行政法人を設置する。

【総合的な科学技術試験研究業務】

今後新たなセンター組織を設置する場合には、原則として新たな施設を作らず、既存の施設において研究を実施する。

加速器利用研究については、大規模な研究施設の設置管理に関し、高エネルギー加速器研究機構、日本原子力研究所等と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。

	<p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。 国の目標を明確に設定するとともに、機関評価や、特にセンターにおける研究評価は、学術的な側面のみならず、国の目標の達成状況も重視したものとす。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
農林漁業団体職員 共済組合	<p>【宿泊施設】 既存施設については、組合員の利用割合が必ずしも高くないこと、厚生年金との統合により、厚生年金による同種事業が利用可能になることから、売却環境を踏まえつつ早期に売却する。</p> <p>-----</p> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
国際観光振興会	<p>【外客来訪促進事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 国の関与（補助金）の縮小を図る。</p> <p>【日本人海外旅行者対策事業】 国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
日本芸術文化振興会	<p>【伝統芸能伝承者養成（国立劇場）、現代舞台芸術研修事業（新国立劇場）】 果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、メニューや研修実施方法を適宜見直す。</p> <p>【国立劇場、新国立劇場運営業務】 国立劇場運営業務 可能なものについては全面的な民間委託化を図るなど劇場の管理運営について競争条件を導入した民間委託化を推進し、国費投入の抑制を図る。 新国立劇場運営業務 新国立劇場の劇場管理も含めた管理運営は全面的な民間委託によるものとし、国費投入の抑制を図る。あわせて、果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、厳格な外部評価を実施し、その評価結果に基づいて、運営方法の改善、国費助成のあり方の見直しを行う。</p> <p>【芸術文化活動に対する助成事業】 国が明確な政策目標を定めるとともに、助成実施後の外部評価を行い、その結果を事業に反映する。なお、国からの補助金を受けて実施する助成については、当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記するほか、基金による助成については、原則として追加的な国費投入を行わず、基金運用収入、民間寄付等で賄えるよう業務の重点化を図る。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
日本勤労者住宅協会	<p>民間法人化する。</p>

日本学術振興会

【研究者養成業務・交流業務】

効率的な業務実施の観点から、特別研究員制度等の研究者養成業務・交流業務については、科学技術振興事業団で実施している同種の業務と統合する。

【科学研究費補助金業務】

競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

国として事業の目標を明確にした上で、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表するとともに、不採択となった者に可能な限りその理由の開示を行うことを検討する。

科学研究費補助金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

独立行政法人とする。

核燃料サイクル開発機構

【高速増殖炉開発、核燃料物質再処理技術開発、放射性廃棄物処理・処分技術開発等】

エネルギー研究全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にする。

高速増殖炉開発までに要するコスト、期待される成果、開発までの道筋、新エネルギー開発、核融合開発との優先順位、想定されるリスク等を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により事業のあり方の検討も含め進行管理を徹底する。

もんじゅが運転を中止してから現在に至るまでの研究開発の成果及びそれに要した費用を国民にわかりやすく提示するとともに、再開までは予算・要員を縮減する。

核燃料物質再処理技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により進行管理を徹底する。

軽水炉使用済ウラン燃料の再処理は、新規契約を行わないこととする。高レベル放射性廃棄物処理・処分技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により進行管理を徹底する。

既に整理することが決められている事業については、予定のスケジュールに沿って業務を廃止し、それに合わせて要員、予算も縮減する。

国民への理解増進のための取組みを効率的かつ効果的に実施すべく、近隣に複数設置されている展示館は整理を行い、別途の効果的手法を検討する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計及び電源開発促進対策特別会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

事業の実施状況、予算の執行状況等を国民にわかりやすく情報提供する。

【量子工学試験施設（大洗工学センター）】

量子工学試験施設における研究は基礎研究を行う組織において実施する。

	<p>【子会社等】 関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p> <hr/> <p>廃止した上で日本原子力研究所と統合し、新たに原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人を設置する方向で、平成16年度までに法案を提出する。</p>
<p>北方領土問題対策協会</p>	<p>【北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝等業務】 北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝事業について、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 民間団体に対する助成事業について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合には助成措置を終了することを明記する。 助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 助成事業について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p>【北方領土に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】 市町村資金は廃止する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とし、北方領土が返還された時点で廃止する。</p>
<p>国民生活センター</p>	<p>【消費者情報事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【相談事業】 直接相談を段階的に縮小し、最終的には地方公共団体の設置する消費生活センターからの経由相談に特化する。 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【商品テスト事業】 商品比較テストは廃止し、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化する。 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【普及交流事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【国民生活の実態等に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部</p>

	<p>評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
農業者年金基金	<p>【農業者の年金給付】 新農業者年金の資金運用体制について所要の整備を行うとともに、旧制度に係る体制の縮減など、業務の実態に応じ徹底した体制の合理化・効率化を図る。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
心身障害者福祉協会	<p>【国立コロニーのぞみの園】 【心身障害者の保護・指導に関する調査研究】 地方公共団体が設置・運営する同種の施設との関係で重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図るとともに、国の政策目標の明確な設定、事後評価、成果・評価の公表を強化する。 任期付き、外部委託の拡大などにより職員の流動化や合理化を推進するとともに、単純業務は競争入札を実施する。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
国際交流基金	<p>【日本研究振興及び日本語普及事業、催し・芸術交流事業、文化紹介事業、人物交流事業、日米親善交流事業、アジア交流強化事業】 外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【文化交流等に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
公害健康被害補償 予防協会	<p>【健康被害予防事業を行う地方公共団体に対する助成等】 基金事業について、基金収入の減少見込みに対応して、健康相談・健康審査・機能訓練事業を行う地方公共団体等への助成に重点化し、協会が直接実施する調査研究等の事業を縮減するなど、政策目標に即した施策の重点化を図る。</p> <p>環境事業団の地球環境基金事業を統合した上で独立行政法人とする。</p>
新エネルギー・産業 技術総合開発機構	<p>【産業技術研究開発事業】 研究開発事業（旧基盤センターを含む。） 競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。 競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、平成14年度から補助金等に置き換える。</p>

産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの委託による研究開発業務は、収益改善策を検討しつつ事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

研究成果等から生じる収益の還元(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を講ずる。

出資業務

新規出資は廃止する。

【新エネルギー・研究開発・導入促進事業】

研究開発事業

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。

エネルギー政策全体の中で、核燃料サイクル機構の研究開発、原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にした上で、国が各研究機関に対して具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

導入促進

厳格な外部評価を求めることとし、既の実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

【海外炭事業】

厳格な外部評価を求めることとし、既の実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

独立行政法人とする。

放送大学学園

【放送大学事業】

自己収入の確保を図るなど効率的な運営体制を確立し、経費の一層の縮減を図った上で、放送により社会人等に対し広く大学教育を提供するという役割を踏まえ、所要の法的措置等を講じつつ、民間事業化する。

【子会社等】

外部発注には、原則として競争条件を導入する。

放送により社会人等に対し広く大学教育を提供するという役割を踏まえ、所要の法的措置等を講じつつ、特別な学校法人とする。

<p>日本体育・学校健康センター</p>	<p>【国立競技場】 【国立スポーツ科学センター事業】 民間委託を拡大するなど、効率化に向けた運営改善を図る。国立競技場（霞ヶ丘競技場及び代々木体育館）の管理運営については、全面的な民間委託の導入を推進するなどにより国費投入の縮減を図る。国が国立競技場・国立スポーツ科学センターの運営に関して明確な目標を設定し、目標達成のための道筋を明らかにするとともに、厳格な外部評価を実施し、事業の重点化を図る。</p> <p>【学校給食普及充実事業（学校給食に関する物資の供給等）】 学校給食関係業務については、社会経済情勢の変化等により国が給食物資に関与すべき時代ではなくなっており、諸条件を整えて、センターの業務としては廃止する。</p> <p>【スポーツ振興のための助成（選手強化等）】 【スポーツ振興投票事業】 補助事業について、国が明確な政策目標を定める。また、厳格な外部評価を実施するとともに、助成内容・交付先等について公表する。国、スポーツ振興基金、スポーツ振興投票事業による助成に重複が生じないように、それぞれの助成に係る基準を明確にする。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>勤労者退職金共済機構</p>	<p>【中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業に係る資金の運用】 退職金共済業務全般 特殊法人に係る情報公開の対象法人と同様の情報公開を行う。明確な運用目標の設定、適切な事後評価、運用管理・チェック体制の充実強化を実施する。また、運用内容や結果について、適切に情報を公開する。 中小共済 経済・金利情勢に的確に対応した制度設計が可能となるよう、予定運用利回りを弾力的に設定できるような仕組みに改め（法律事項を政令事項に変更）積立不足を解消する。</p> <p>【従業員のための福祉施設融資業務】 廃止する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>雇用・能力開発機構</p>	<p>【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】 在職者訓練 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。 職業能力開発大学校 時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。 離職者訓練 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。</p> <p>【勤労者福祉施設（サンブラザ、スパウザ等）移転就職者用宿舎業務】 勤労者福祉施設は、廃止期限を明確にし（遅くとも改革期間内）、特</p>

	<p>に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。移転就職者用宿舎は、現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【雇用促進融資業務】 実績が少なく、政策的必要性が低下してきていることから、廃止する。</p> <p>【雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務】 国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p> <p>【海外職業訓練】 機構の業務としては廃止し、海外職業訓練に係るノウハウを有する民間法人に移管する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
年金資金運用基金	<p>【年金資金管理運用業務】 次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】 平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p>【年金加入者住宅等融資業務】 住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p> <hr/> <p>次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>
< 公営競技 >	
日本中央競馬会	<p>【助成金交付事業】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p>【中央競馬関係事業】 管理経費・競走事業費の削減など更なる事業の効率化を図る。その一環として、公正確保と両立させつつ、一般競争入札等の範囲を大幅に拡大するとともに、関係会社等に対する委託費等を削減する。</p>

	<p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>
<p>日本自転車振興会</p>	<p>【助成金交付事業（貸付事業を含む。）】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。 貸付事業は、自転車産業向けに限定する。 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p>【競輪関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p> <hr/> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>
<p>地方競馬全国協会</p>	<p>【助成金交付事業】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>【地方競馬関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p> <hr/> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>
<p>日本小型自動車振興会</p>	<p>【助成金交付事業（貸付事業を含む。）】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。 貸付事業は、廃止する。 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p>【オートレース関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p> <hr/> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>

(財)日本船舶振興会

【助成金交付事業等】

助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。

国、地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。

助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。

助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。

基金形成のための助成については、計画的・安定的な事業実施の観点から、適切かつ効果的であることが明らかな場合に限定する。

当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。

(2) 認可法人

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
日本銀行	<p>【銀行券の発行、通貨及び金融の調節等】 業務を更に効率的かつ適正に実施する。このため、区分経理を行い、業務毎のコストの明確化等を図る。</p> <p>認可法人</p>
日本赤十字社	認可法人
漁船保険中央会	<p>【漁船保険に係る再保険事業】 経費の節減等効率化を図り、国の負担を縮減する。</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
漁業共済組合連合会	<p>【漁業再共済事業】 経費の節減、共済掛金の引き上げ等、収支の抜本的改善策を講じる。</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
厚生年金基金連合会	<p>代行部分に対する補助以外の事務費補助を廃止する。</p> <p>【中途脱退者及び解散基金加入者に係る年金給付事業等に係る資金の運用業務】 明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
石炭鉱業年金基金	<p>【年金給付事業に係る資金の運用】 明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
地方公務員災害補償基金	<p>【地方公務員の公務上の災害に対する補償】 地方公務員制度の一環として、地方公共団体が共同で行う業務とする。</p> <p>地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（地方共同法人（仮称））とする。</p>
情報処理振興事業協会	<p>【プログラム開発事業】 特定プログラム開発事業については、産業の活性化や企業・個人の利便性・安全性の向上等に資するが民間に委ねることでは十分な開発が期待できない戦略的ソフトウェアを除き、廃止する。 産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による特定プログラム開発事業は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。 その他のプログラムについては、研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を、廃止を含め研究資源配分等に反映させる。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施</p>

	<p>し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。なお、費消された国からの出資金について実態を公開する。 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。国の主導の下に実施しているものについては、国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。 研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p> <p>(融資) 廃止する。</p> <p>(債務保証) これまでの実績を活用し、プログラムの担保価値の評価手法を開発し、一般に公開する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>【情報処理関係普及事業】 可能な限り民間団体に業務を移管した上で、事業を、公共性の高い等の真に必要なものに限定する。 外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>預金保険機構</p>	<p>【預金保険業務・金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。 金融再生、早期健全化業務等の特例業務が終了した後、業務及び組織のあり方について抜本的な見直しを行う。</p> <p>-----</p> <p>認可法人</p>
<p>海洋水産資源開発センター</p>	<p>【新漁場漁業生産調査等】 費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。 収益の還元現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p> <p>-----</p> <p>廃止した上で独立行政法人水産総合研究センターに統合する。</p>
<p>日本万国博覧会記念協会</p>	<p>【公園事業】 事業を更に効率的かつ適正に実施するため、一層の事務処理の合理化及びコストの削減を図る。</p> <p>【基金事業】 事業を適正に実施するため、交付手続きの透明性を確保するとともに、</p>

	<p>交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
海洋科学技術センター	<p>【海洋・気候変動観測、海洋生態系探査、海底地殻変動研究等】 海洋科学・地球科学技術政策全体の中で、本法人及び独立行政法人、国の研究機関等の位置付け、役割を明確にした上で、国が本法人に対して具体的な目標を設定する。 東京大学海洋研究所及び国立極地研究所において実施している研究・観測調査と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。 機関評価、研究課題評価に加えて、施設設備を設置する際には施設設備の評価が必要であることから、特に巨額の国費を投入して整備される施設設備については、導入時の費用対効果分析に係る情報の公開を行う。 研究施設の利用から生じる収益の還元を公表する。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>国立大学の改革の動向を踏まえて、関連する大学共同利用機関等との統合の方向で見直す。</p>
日本下水道事業団	<p>【下水汚泥広域処理事業】 下水汚泥広域処理事業は廃止する。なお、既設の処理施設については、地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管する。</p> <p>地方共同法人（仮称）又は民間法人とする。</p>
農水産業協同組合貯金保険機構	<p>【貯金保険業務、金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。 預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織のあり方について抜本的見直しを行う。</p> <p>認可法人</p>
自動車事故対策センター	<p>【療護センター】 診療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。 平成13年度中を目途に千葉療護センターの委託先を選定することにより、全ての療護センターについて業務の民間委託化を図る。</p> <p>【自動車アセスメント情報提供事業】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【交通遺児融資】 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを構築する。</p> <p>独立行政法人とする。</p>
総合研究開発機構	<p>集中改革期間中に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す。</p>

<p>自動車安全運転センター</p>	<p>【交通事故及び運転経歴証明業務、通知業務、安全運転研修（安全運転中央研修所）】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【安全運転・交通事故防止に関する調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <hr/> <p>更なる経営効率化の取り組みを進めるとともに、業務を適正かつ確実に実施していくための経営基盤の確立等に必要な条件を整備した上で、民間法人化する。</p>
<p>野菜供給安定基金</p>	<p>【野菜価格安定事業】 指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業事業者の費用負担の適正な設定、国の国庫債務負担行為の拡大等により国庫支出の効率化を図る。 費用対効果の分析・公表を行う。</p> <p>野菜売買保管等事業 廃止する。</p> <p>保管施設 廃止する。</p> <hr/> <p>廃止した上で農畜産業振興事業団に統合する。</p>
<p>海上災害防止センター</p>	<p>運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。</p> <p>【海上防災訓練（防災訓練所、消防演習場）】 果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【国際協力業務】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【海上防災措置に関する技術に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>日本障害者雇用促進協会</p>	<p>【障害者職業訓練（障害者職業能力開発校、障害者職業センター）】 障害者職業能力開発校については、委託の拡大を図る。 障害者職業センターにおける職業リハビリについては、目標を設定した上で、厳格な外部評価を実施する。</p> <p>【障害者雇用に関する事業主への助成金支給】 国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後は助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。</p> <p>【国際協力業務(途上国に対する職業リハビリテーション分野技術協力)】 協会の業務としては廃止する。</p>

	<p>独立行政法人とする。国際協力業務については、業務の効率的実施を図るため、国際協力事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>
<p>通関情報処理センター</p>	<p>【通関情報処理システムの管理運営】 システム開発に係る競争入札の範囲の拡大、業務の外部化等、業務の実施について更なる効率化・適正化を図る。 システム開発・改良に当たっては、シングルウィンドウ化等国際物流に係る手続きの簡素化に適切に配慮する。また、料金設定に当たっては、利用者の意見を反映する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>通信・放送機構</p>	<p>【研究開発業務等】 電気通信システム共同開発事業及び通信・放送研究成果展開事業については、基礎的な要素技術を統合するなど、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なものに限定する。 競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。 競争的資金供給業務については、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。 国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。 研究成果等から生じる収益の還元の実現（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を講ずる。 産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による研究開発業務は、収益改善策を検討しつつ事業からの収益の可能性のある場合等に限定する。</p> <p>【通信・放送事業者に対する助成等】 実績がない又は少ない事業や政策目標の達成度が低い事業は、廃止し、より効率的・効果的な施策に転換する。特に出資事業は収益の還元を求めることが困難であり、廃止する。 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。</p> <p>【衛星管制業務】 民間において実施可能であることから、速やかに廃止し、民間に移管する。</p> <hr/> <p>廃止した上で、独立行政法人通信総合研究所と統合し、新たに通信・放送関係の研究開発及び民間支援を総合的に実施する独立行政法人を設置する。</p>

<p>医薬品副作用被害 救済・研究振興調査 機構</p>	<p>【保健医療分野基礎的研究開発、研究振興に係る出融資業務】 競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価・公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運用改善を行う。 競争的資金供給業務については、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。 国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民に分かりやすい形で情報提供する。 研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。 これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民に分かりやすく示す。 研究成果等から生じる収益の還元の実現状況(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を検討する。 産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討し、事業からの収益の可能性がある場合等に限り実施する。</p> <p>【医薬品調査】 IT技術の活用等により、業務の抜本的効率化を図る。 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等が行う医薬品や医療用具に関する審査関係業務と統合する。</p> <hr/> <p>廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等と統合し、新たに医薬品等に係る研究開発業務、医薬品調査等業務及び救済給付業務を行う独立行政法人を設置する。</p>
<p>空港周辺整備機構</p>	<p>事業の整備目標及び目標年次を明らかにした全体計画並びにこれを基にした中期計画を作成し、事業の進捗を図る。</p> <p>【共同住宅建設事業】 共同住宅建設事業については廃止する。また、既存の共同住宅について、採算性の現状及び見通しに関し情報公開するとともに、できる限り早期に処分する。</p> <hr/> <p>独立行政法人とする。</p>
<p>基盤技術研究促進センター</p>	<p>廃止する。</p>
<p>産業基盤整備基金</p>	<p>【中心市街地法等に基づく出資・債務保証】 ベンチャー出資以外 研究開発体制整備法に基づく債務保証については、新規保証は廃止する。その他の事業については、廃止に向けた検討を行った上で、政策ニーズが高い事業については、担当部局との緊密な連携のもと、機動的かつ効率的に実施する。 ベンチャー出資 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。 (情報収集・提供等) 出資・債務保証事業と一体的に行われているものであり、当該事業と</p>

同様の扱いとする。

【技術移転機関（TL0）に対する助成金等】
国の直轄事業とする。

集中改革期間中に廃止した上で、中小企業総合事業団等に統合する。

生物系特定産業技術
研究推進機構

【民間研究促進業務】

出資

産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討し、事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を講ずる。

融資

近年実績が乏しいことから、廃止を含めて抜本的見直しを行う。

【基礎的研究業務】

競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、平成14年度から補助金等に置き換える。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

【農業機械化業務】

費用対効果分析を可能な限り実施する。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

	<p>【検査検定業務】 必要性の検証を行った上で、検査項目の定期的な見直し等により実需者等の要望を踏まえた事業の効率化を図る。</p> <p>-----</p> <p>廃止した上で、独立行政法人農業技術研究機構と統合し、新たに農業技術に関する研究と生物系特定産業技術及び農業機械分野の民間研究支援を一体的に行う独立行政法人を設置する。</p>
農林漁業信用基金	<p>【農林漁業経営に必要な資金に係る保証保険、債務保証事業等】 農業信用保険 農業関係資金について、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる。 林業信用保証・漁業信用保険 林業については損益が赤字基調となっており、漁業については多額の繰越欠損金が存在することから、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる。 共通事項 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
平和祈念事業特別基金	<p>【平和祈念事業特別基金事業】 事業量に応じた効率的な業務実施体制とする。</p> <p>-----</p> <p>独立行政法人とする。</p>
< 事業者団体 >	
日本商工会議所	<p>商工会議所間の合併等、組織の効率化を推進する。 中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>-----</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
全国農業会議所	<p>農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等、組織の効率化を推進する。 施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。 経常的経費に係る国庫補助を廃止する。</p> <p>-----</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
全国農業協同組合中央会	<p>系統組織の合併の推進等、組織の効率化を推進する。 施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>-----</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
全国中小企業団体中央会	<p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。 経常的経費に係る国庫補助を平成14年度から削減する。</p> <p>-----</p> <p>民間法人化する。</p>
全国商工会連合会	<p>商工会間の合併等、組織の効率化を推進する。 中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>-----</p> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>

<士業団体>	
日本弁理士会	<p>【弁理士の指導等】 業務、財務等に関して、情報公開を一層推進する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
日本司法書士会 連合会	<p>【司法書士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
日本土地家屋 調査士会連合会	<p>【土地家屋調査士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
日本行政書士会 連合会	<p>業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
日本税理士会連合会	<p>【税理士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>
日本公認会計士協会	<p>【公認会計士の指導等】 業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止する。</p> <hr/> <p>民間法人化する。</p>
全国社会保険 労務士会連合会	<p>業務、財務等に関する一層の情報公開を推進する。 公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p> <hr/> <p>平成14年度から民間法人化する。</p>

< 共済組合 >

<p>衆議院共済組合、 参議院共済組合、 内閣共済組合、 総務省共済組合、 法務省共済組合、 外務省共済組合、 財務省共済組合、 文部科学省共済組合 厚生労働省共済組合 農林水産省共済組合 経済産業省共済組合 国土交通省共済組合 裁判所共済組合、 会計検査院共済組合 防衛庁共済組合、 刑務共済組合、 印刷局共済組合、 造幣局共済組合、 厚生労働省第二共済組合、 社会保険職員共済組合、 林野庁共済組合、 郵政共済組合、 国家公務員共済組合連合会職員共済組合</p>	<p>【宿泊施設等】 施設の運営その他の福祉事業については、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っているものは、整理する。</p> <hr/> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>日本たばこ産業共済組合</p>	<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>日本鉄道共済組合</p>	<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>国家公務員共済組合連合会</p>	<p>【国家公務員の年金積立金の運用、年金の給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設等】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。 事業実績が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業、保健事業、物資事業は廃止する。</p> <p>【全体】 業務の見直しと並行して、効率化の観点から、体制の見直しを行う。 第三者による評価制度を導入する。</p> <hr/> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>警察共済組合</p>	<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <hr/> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>

<p>地方職員共済組合、 都職員共済組合、 札幌市職員共済組合、 横浜市職員共済組合、 川崎市職員共済組合、 名古屋市職員共済組合、 京都市職員共済組合、 大阪市職員共済組合、 神戸市職員共済組合、 広島市職員共済組合、 北九州市職員共済組合、 福岡市職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会、 都道府県議会議員共済会、 市議会議員共済会、 町村議会議員共済会</p>	<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <p>-----</p> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>地方公務員共済組合連合会</p>	<p>【地方公務員の年金積立金の運用】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>-----</p> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>
<p>公立学校共済組合</p>	<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <p>-----</p> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>

特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

1 趣旨

- (1) 特殊法人等（認可法人を含む。）は、廃止されるもののほかは組織形態を見直し、民営化（特殊会社化、民間法人化、完全民営化）独立行政法人化等が行われることとなるが、それぞれの組織形態の一般的な考え方は以下のとおりとする。なお、法人の事業の性格等に応じて個別に異なる取扱いをすることはありうる。
- (2) 特殊法人等の民営化、独立行政法人化等を行う場合、いずれの形態についても、特殊法人等について指摘されている弊害（経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等）を可能な限り克服しうよう、制度設計上及び運用上留意する。
- (3) 現在の特殊法人等への公務員の再就職に関しては、例えば、退職金が高すぎるのではないか、各府省OB人事の一環として取り扱われているのではないか、処遇に業績が反映されていないのではないか等の国民の厳しい批判があるところである。
公務員の再就職の在り方については、公務員制度改革の中で総合的観点から結論が出されるべき問題であるが、今回の特殊法人等改革に当たっても、これら国民の厳しい批判を真摯に受け止め、対応を行うこととする。

2 民営化

(1) 基本的考え方

事業の採算性が高く、かつ、国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の事業の実施が可能な法人は、原則として民営化する。

(2) 特殊会社

イ 必要に応じ、国等の株式保有義務について法定する。また、必要な条件整備等を行い、逐次株式の公開を行う。

ロ 移行後の法人において、常勤役員について、法人の業務内容等に応じ、内部登用を含め民間人の積極的な起用に努める。

特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

ハ 主務大臣は、会社の事業の適正な実施を確保するため必要がある場合には、特別の法律に基づき、新株発行、社債募集、長期借入の認可、代表取締役等の選解任の認可、定款変更等の認可、事業計画の認可等必要な監督を行うことができる。

ニ 必要に応じ行為規制を課す等により、特殊会社の業務が独占の弊害を生むことの

ないように留意する。

(3) 民間法人化された特殊法人・認可法人

イ 民間法人化された特殊法人・認可法人は、臨時行政改革調査会最終答申（昭和 58 年 3 月 14 日）における「自立化の原則」に則ったものとする。

なお、民間法人化する場合には、民商法に基づく法人、特別の法律に基づく法人で法律上数を限定しないもの、特別の法律に基づく法人で法律上数を限定するもの、の順に民間法人化の可否を検討する。

ロ なお、行政代行的業務その他競争が不適当な業務については、次のいずれかのような場合には、制度的独占による弊害を克服するための措置が十分に講じられることを条件に、制度的独占を認める。

当該業務が当該法人の従たる業務にとどまるものである場合

社団的性格の法人が当該法人の構成員の費用負担によって、構成員を対象に行う共益的な業務であって、当該業務の運営について構成員による統制が確保されている場合

なお、上記において、従たる業務についての制度的独占によって法人の業務全体が実態上独占となる場合には、従たる業務についての制度的独占は、上記にかかわらず、認められない。

おって、制度的独占を排してもなお実態上独占となる場合には、必要に応じ行為規制を課す等により、法人の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。

ハ 公益法人に対する指導監督基準の在り方を踏まえ、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する。

特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努める。

(4) 完全民営化

会社の業務が独占の弊害を生むことのないよう留意する。

(5) 地方共同法人（仮称）

イ 地方公共団体の共通の利益となる事業等、その性格上地方公共団体が主体的に担うべき事業であって、国の政策実施機関に実施させるまでの必要性が認められないものの実施主体の選択肢の一つとして、当該特殊法人等を地方公共団体が主体となって運営する「地方共同法人」（仮称）とすることが考えられる。

ロ 法人格は、民商法又は特別の法律に基づく法人とする。

ハ 国又はこれに準ずるものの出資は、制度上及び実態上受けない。資本金が必要な場合には、関係地方公共団体が共同出資する。

二 法人の役員は、自主的に選任されるものとする。

ホ 法人内部に、必要に応じ、関係地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関ないし審議機関を設ける。

へ 上記イのような事業について、地方公共団体の意向等を踏まえ、実施主体として他の組織形態を採用することも選択肢となりうる。

3 独立行政法人

(1) 基本的考え方

イ 廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づく「独立行政法人」化する。

ロ 特殊法人等を独立行政法人化するに当たっては、独立行政法人制度の以下のような趣旨を踏まえた制度設計（主務大臣の個別的関与、予算措置等）とする。

A. 主務大臣と法人の判断・責任事項を峻別し、それぞれが業務を最大限に効率的に遂行するようにするため、

a. 国が、法人が達成すべき目標を設定するとともに事後的にその達成状況を評価し、不満足な業績に関しては法人の長に責任をとらせる仕組みとすること。

b. 国から与えられた目標の達成に関し、主務大臣の一般的監督権を排し、主務大臣による関与を必要最小限のものに限定した上で法令に明確に定め、主務大臣と法人の判断・責任事項を明確に峻別するとともに法人の業務運営の自律性（裁量）を確保すること。

B. 定期的（中期目標期間終了時＝3～5年毎）に組織及び業務全般にわたる検討を行うこと等により、不要不急な組織・業務の維持・拡大を認めないことに加え、当該独立行政法人の存廃・民営化について定期的に検討すること。

C. 企業会計原則の導入や情報開示により、経営内容の透明化を図ること。

(2) 組織及び運営の基本

イ 独立行政法人の組織及び運営の基本は、ロ以下に掲げるほか、独立行政法人通則法及び「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）による。

ロ 主務大臣は、中期目標期間終了時にその組織及び業務の全般にわたり、当該法人の存廃・民営化を含めて検討を行い、所要の措置を講ずる。

- ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるといふ独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。
- ニ 主務大臣が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は法令において定めるものに限る。法人監督に関する一般的な監督規定は設けない。
主務大臣は、独立行政法人の事業の適正な実施を確保するため必要がある場合には、個別法又は作用法に基づき個別的関与を行うことができる。
なお、主務大臣の個別的関与は、国と独立行政法人との判断・責任事項の分担と適合したものとなるよう制度化されなければならない。
- ホ 独立行政法人の積立金等の処分については、個別法で定める。個別法では、法人の業務、財務内容の性質に応じ必要な場合には積立金等の国庫納付について定める。
- ヘ 独立行政法人に対する国の予算措置の手法（運営費交付金及び施設費等のほか補助金等による措置も認められることとする。）については、個々の独立行政法人の業務・財務の性格等を勘案して定める。
その際、予算措置に伴う財政統制と国と独立行政法人との判断・責任事項の分担とは互いに矛盾しないよう制度化されなければならない。
- ト 国の予算措置の手法の多様化等に伴い、「独立行政法人会計基準」について所要の見直しを行う。
- チ 特殊法人等を独立行政法人化する場合は、役職員は、原則として非国家公務員とする。
- リ 特殊法人等を独立行政法人化する場合は、役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。
- ヌ 今回の特殊法人等改革で独立行政法人に移行することが決定した法人についても、平成 13 年度中に下記 4 (2) 口の対応を行う。
- ル 高齢役員の就任規制については、現在の特殊法人等に関する規制に準じた規制を導入する。
- ヲ 役員報酬・退職手当の支給基準については、独立行政法人通則法に従い、全て公表する。

(3) その他

- イ 特殊法人等のうち法人の毎年度の予算について国会議決・承認の対象とされている法人については、当該国会議決・承認の趣旨、事業の性格等を勘案し、然るべき制度設計を行う。
- ロ 一の法人において性格の異なる複数の業務を行う特殊法人等のうち、特に下記4により民営化又は独立行政法人化以外の組織形態を選択することとされている業務を行っている場合には、法人を分割する、独立行政法人化し、一部の業務を目的外業務として整理する、当該特殊法人等の業務のうち独立行政法人化になじむ業務について独立行政法人通則法の規定に準じた管理を行う等の手法を選択する。

4 その他

(1) 特別の組織形態等

- イ 共済組合類型の法人（47 法人）については、国の社会保障制度の一部を運営する機関であって主務省の政策実施機関とは性格が異なることを勘案し、特殊法人等の対象から除外する。
- ロ 政府からの高度の自主性が認められている法人、現時点では臨時的・特例的に追加された業務を多く行っており、平常時とは組織及び業務の在り方が大きく異なる法人等については、それぞれ徹底した事業見直しを行った上で、現在の組織形態により存続することも選択肢とする。

ハ 国直轄化は、国の関与の必要性が高く、採算性が低い事業であって、他の実施形態をとることが極めて困難な場合についての選択肢とする。

国直轄化には、国自ら事業を直接執行することのほか、事業の主要部分を外部委託し、委託者としての業務のみを国が行うことを含む。

国直轄化を行う場合には、既存業務との一体化等効率的・効果的な事業実施を図ることとし、行政組織の肥大化につながらないよう留意する。

(2) 共通的事項

- イ 内閣は、特殊法人等（特殊会社を含む。）民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人の役員的人事及び処遇の在り方について、透明で客観的なルールを定め、公表するとともに、その実施につき、各省庁を適切に監督する体制を強化する。
- ロ 特殊法人等の役員退職金について、平成 13 年度中に大幅削減を決定する。
特殊法人等の役員給与について、公務員及び特殊法人等の職員並びに民間企業の役員給与の水準を勘案しつつ、適切な水準となるよう、平成 13 年度中に削減を決定する。
上記の対応を行った上、特殊法人等の役員給与・退職金の支給基準を公表する。

ハ 特殊法人等（特殊会社を除く。）及び独立行政法人への国家公務員出身者の就任については、役員出向の道を開く。その実際の運用に当たっては、短期在職について厳しく対応する。なお、役員出向によらない場合と均衡を失しないよう制度を構築する。

ニ 各独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法の対象法人）の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

ホ 特殊法人等（特殊会社を含む。）民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人のうち、上記二に掲げる法人以外の法人については、当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

ヘ 国の財政的な支援等（過去に行われたものを含む。）に応じ、剰余金等の国庫納付規定を整備する。

ト 今回の組織形態の見直しにより組織変更される特殊法人等の債権債務関係については、適切に承継されるものとする。

チ 収支状況が悪化した場合に意図せざる国の財政負担が生ずる可能性がある法人を対象として、主務大臣が事業の収支状況を定期的に公表するとともに、収支見通しとの乖離が生じた場合に必要な見直しを行う制度の導入について検討する。